

東京都立神代植物公園植物多様性センター・ボランティア設置及び運営に関する規約

平成 26 年 3 月 26 日制定

令和 2 年 10 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この規約は、東京都立神代植物公園植物多様性センター（以下「植物多様性センター」）におけるボランティアの設置及び運営についての基本的事項を定め、円滑なボランティア活動を推進することを目的とするものである。

(準拠規定)

第 2 条 植物多様性センター・ボランティアの設置及び運営に関する規約は、「公園友の会設置運営に関する要綱」（平成 19 年 4 月 1 日要綱第 2 号）に準拠する。

(定 義)

第 3 条 植物多様性センター・ボランティアとは、神代植物公園園長（以下「園長」）から認定証の交付を受け、植物多様性センターにおいて、自らの自由意思に基づき、無償でボランティア活動を行う者をいう。

(活動内容)

第 4 条 植物多様性センター・ボランティアの活動内容は、次の各号に掲げる内容の補助を行うものとする。

- (1) 情報館内の展示企画・作製に関すること
- (2) 情報館及び学習園の解説及び案内、イベントに関すること
- (3) 学習園の維持管理に関すること
- (4) 植物多様性センターの広報・資料整理関連の事務等
- (5) その他、園長が必要と認めること

(認定)

第 5 条 園長は、次の(1)か(2)のいずれかに掲げる者を、植物多様性センター・ボランティアとして認定することができる。

- (1) 協会が実施する植物多様性センター・ボランティア養成講座を修了した者
 - (2) 植物に関する高い知識を有し、かつ、協働に当たっての協調性があり、植物多様性センター・ボランティアとしてふさわしいと認められる者
- 2 前項の認定を希望する者は、園長に対し、植物多様性センター・ボランティア認定申請書（様式第 1 号）を提出するものとする。
 - 3 園長は、前項の申請に基づき認定した者に対して、植物多様性センター・ボランティア認定証（様式第 2 号 以下「認定証」）を交付するものとする。
 - 4 認定の有効期間は、認定日から当該年度の最終日とする。
 - 5 認定の更新は、第 2 項及び第 3 項と同様の手続きを経て行うものとする。

(活動時の留意事項)

第6条 植物多様性センター・ボランティアは、活動に当たって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 安全を第一とし、公益財団法人東京都公園協会(以下「協会」)の安全に関する方針、取組み等に沿って活動すること
- (2) 植物多様性センター職員との良好なパートナーシップの構築に努めること
- (3) 認定証を携帯し、植物多様性センターから貸与される腕章を着用すること
- (4) 活動中の事故に対する補償に必要なボランティア保険に、自己負担により加入すること
- (5) 自主学習のために神代植物公園(有料区域)に無料で入園する際には、神代植物公園職員に対して認定証を提示し、確認を受けること

(協会の責務)

第7条 協会は、植物多様性センター・ボランティアに対し、可能な限り、必要な情報を提供し、技術的指導及び助言を行い、並びに会議室、道具等を貸与し、活動が円滑に行われるよう協力しなければならない。

(活動日時)

第8条 植物多様性センター・ボランティアは、活動日時について、植物多様性センターの職員との話し合いのうえ決定するものとする。

(活動の休止)

第9条 植物多様性センター・ボランティアは、病気、怪我等のやむを得ない事情により6ヵ月を超えて活動を休止する場合には、園長に届け出なければならない。

2 前項の活動の休止は、当該植物多様性センター・ボランティアが再度認定を受けることを妨げるものではない。

(認定の取消)

第10条 植物多様性センター・ボランティアが、ふさわしくない行為を行ったときは、園長は、認定を取り消すことができる。

(補足)

第11条 この規約に定めるもののほか、植物多様性センター・ボランティアの設置及び運営について必要な事項は、園長が別に定める。

附則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

この規約の一部改正は、令和2年10月1日から施行する。